

判決年月日	平成19年5月29日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成18年（行ケ）10383 号		
○名称を「容器，溶融金属供給方法及び溶融金属供給システム」とする発明について，引用発明との相違点の判断に誤りがあるとして，審決を取り消した事例。			

（関連条文）特許法29条2項

名称を「容器，溶融金属供給方法及び溶融金属供給システム」とする発明について，審決は，相違点として，本件発明に係る容器は，運搬車輛により搭載されて公道を介してユースポイントまで搬送されるのに対して，引用発明（甲1発明）では，チェーン等の吊り下げ部材およびホイスト等の移動昇降装置によってレールに対して移動，昇降可能に保持されることにより搬送される点を認定した上，甲1発明において，甲4発明を適用し，本件発明の当該相違点に係る事項を具備せしめることは，当業者にとって容易なこととはいえない旨判断した。

これに不服の原告が，本件訴訟を提起して，審決の上記相違点の判断に誤りがあるとする取消事由を主張した。これに対し，本判決は，甲1発明，甲4発明は，その技術分野や作用，機能において共通すると認められ，取鍋を運搬車輛に搭載し公道上を運搬するという甲4発明の技術的思想を甲1発明に適用することができるというべきであり，甲4発明の取鍋（容器）は，工場内の設備間で搬送するだけでなく，運搬車輛に搭載し公道を介して工場間で運搬するための構成を有しているのであるから，当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）は，甲1発明のラドル装置を公道搬送という用途に適用することを試みることによって，本件発明に係る技術思想には容易に想到できる，と説示して，原告の取消事由の主張に理由があるとし，審決を取り消した。